豊橋市設計変更ガイドライン
（統合版）

令和８年１１月

豊橋市財務部契約検査課

はじめに

建設工事の施工は、複雑かつ多様な自然・社会・環境条件の下において行う特殊性がある。このため、工事の進捗と共に契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なってしまう場合や、予測できない状況により施工方法や使用材料等の設計内容に変更が生じる場合がある。

平成２６年６月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

豊橋市では、「豊橋市工事請負契約約款」において設計変更の手続きを定め、また、「工事設計変更事務取扱要領」では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続及び様式）を定めている。

「豊橋市設計変更ガイドライン」は、契約約款・取扱要領等の手続きの流れをまとめ、設計変更が可能なケース・不可能なケース等について一般的な考え方をまとめ、受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更に係る業務が適切に実施されることを目的とし策定したものである。

目　次

Ⅰ　設計変更ガイドライン ・・・・・・・・・・・・・ P３～P３５

Ⅱ　工事一時中止に係るガイドライン ・・・・・・・ P３６～P６３

Ⅲ　工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて ・ P６４～P８１

Ⅰ　設計変更ガイドライン　目次

1 設計変更ガイドライン策定の背景・ ・・・・・・・・・・・P４
（１）建設工事の特徴
（２）発注者・受注者の留意事項
（３）適切な設計変更の必要性
（４）ガイドライン策定の目的

2 設計変更が適切に実施されるためには ・・・・・・・・・P６

3 設計変更手続きフロー ・・・・・・・・・・・・・・・・P７

4 設計変更が不可能なケース ・・・・・・・・・・・・・・P９

5 設計変更が可能なケース
（１）基本事項及び留意事項・・・・・・・・・・・・・・・P10
（２）工事設計変更事務取扱要領による設計変更理由・・・P11
（３）設計変更による契約変更の範囲及び手続き・・・・・P13
（４）変更契約の手続き・建築工事等の特例・・・・・・・P14
（５）建築工事における
　　工事設計変更事務取扱要領の例示について・・・・・P14
（６）設計変更の事前承認について・・・・・・・・・・・P15

6 豊橋市工事請負契約約款第18条第１項の手続き
（１）設計書、図面、仕様書等が一致しない場合の手続き・P16
（２）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き・・・・P17
（３）設計図書の表示が明確でない場合の手続き・・・・・P18
（４）設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が
　　一致しない場合の手続き・・・・・・・・・・・・・・P19
（５）設計図書で明示されていない特別な施工条件が
　　生じた場合の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・P20
（６）工事中止の場合の手続き・・・・・・・・・・・・・P21
（７）受注者の請求による工期の延長の手続き・・・・・・P22
（８）発注者の請求による工期の短縮の手続き・・・・・・P23
（９）「設計図書の照査」の範囲を超えるもの・・・・・・P24

7 設計変更に関わる資料の作成 ・・・・・・・・・・・・P25

8 関連事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P28

9 設計図書の照査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30

1　設計変更ガイドライン策定の背景

（１）　建設工事の特徴

建設工事では個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

⇒

当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

（２）発注者・受注者の留意事項

発注者は

設計積算にあたって、工事内容に関係する条件明示の項目については、特記仕様書の条件明示の項目に記載するよう努めること。

⇔

受注者は

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合についても、条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。

⇒

（現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）
工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

国土交通省：『発注関係事務の運用に関する指針』P3抜粋

（３）適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念に「公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて適正な額の請負代金を定める公正な契約を締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、工事設計変更事務取扱要領に定めるとおり、変更見込金額が当初契約金額の30%を超えるものであっても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負金額又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が当初契約金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負金額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

（４）ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について共通の認識を持ち、十分理解しておく必要がある。

2　設計変更が適切に実施されるためには

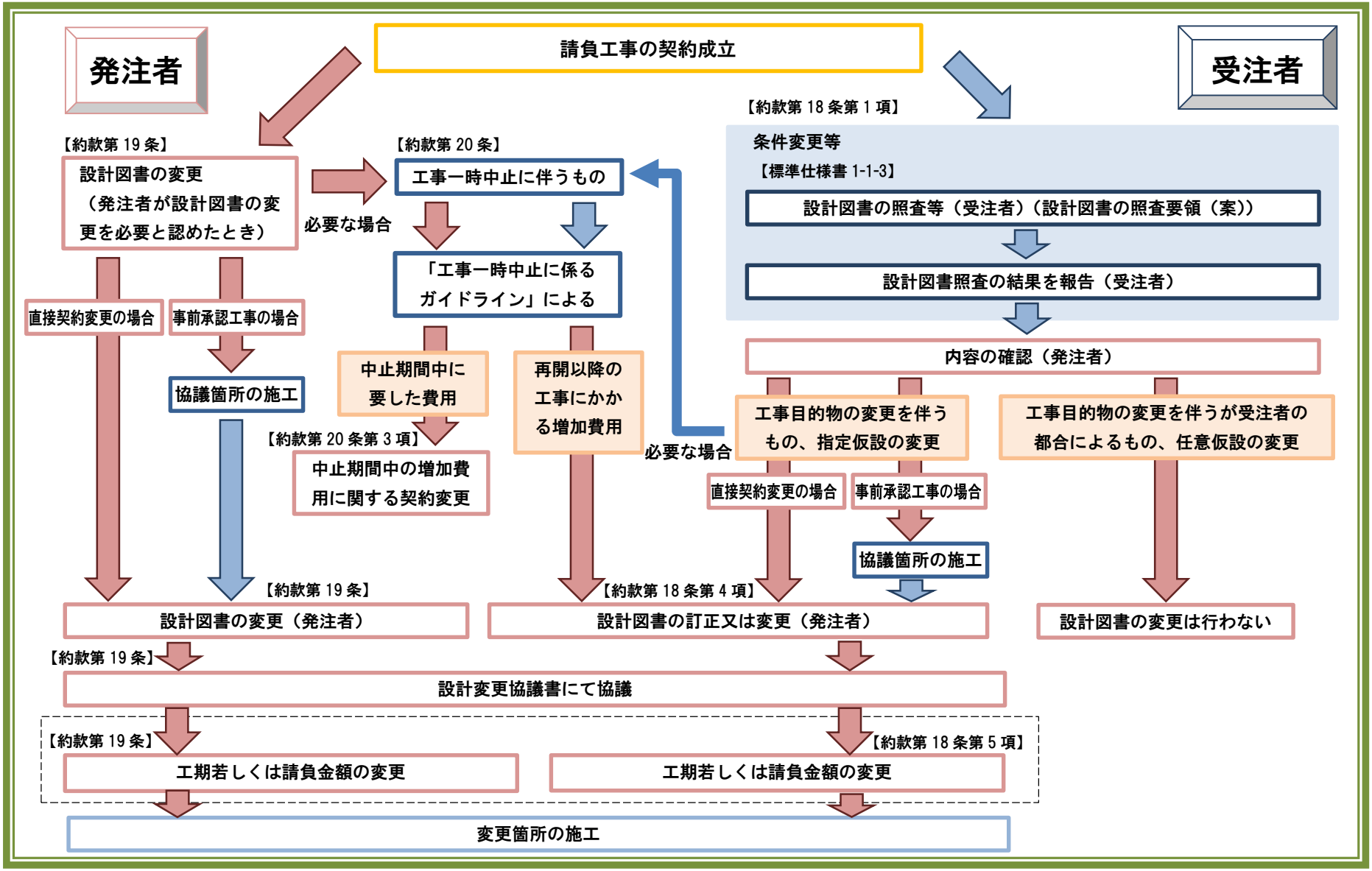
◆設計変更が適切に実施されるためには

（現場で施工する内容に見合った設計変更とするためには）

発注者	受注者
工事発注段階では、条件明示を徹底する。 施工段階では指示・協議は書面にて契約約款第18条第３項により調査の終了後14日以内に関係部局の調整を行ったうえで回答する。	工事の着手にあたって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、速やかに契約約款第18条第１項による監督職員に確認を請求し書面にて回答を得てから施工を行う。施工途中でも同様。
・積算前の現地調査 ・条件明示項目の記載の有無の確認 ・ワンデーレスポンス※に基づく速やかな意思決定及び回答を行う	・愛知県建設部作成の設計図書の照査要領（案）の活用 ・工程を考慮した早い段階での確認の請求

※　・受注者が発議した事項に対して速やかに回答する
　　・回答が遅れる場合は、回答予定日を連絡する等

3　設計変更手続きフロー（約款第18条・第19条・第20条）



◆その他「契約約款」に記載されている設計・契約変更の対象となる事項

第 8条　特許権等の使用

第 15 条　支給材料及び貸与品

第 17 条　設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等

第 21 条　受注者の請求による工期の延長

第 22 条　発注者の請求による工期の短縮等

第 25 条　賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更

第 26 条　臨機の措置

第 27 条　一般的損害

第 29 条　不可抗力による損害

第 34 条　部分使用

４ 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

次のような場合は、原則として設計変更ができない。
（ただし、豊橋市工事請負契約約款第26条　臨機の措置での対応の場合はこの限りではない。）

１．契約図書に条件明示のない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

対応例）受注者は工事請負契約約款第18条第１項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を工事打合簿（様式第６）により監督職員に提出し確認を求める。

２．発注者に工事打合簿を提出しているが、工事打合簿による回答がない時点で施工を実施した場合。

対応例）工事打合簿による回答は、発注者が工事請負契約約款第18条第３項により調査の終了後14日以内にすることとなっており速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

３．「承諾」で施工した場合。

対応例）承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督職員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は工事請負契約約款第18条による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

４．豊橋市工事請負契約約款・工事設計変更事務取扱要領第５条（設計変更の手続き）の手続きを経ていない場合。

工事請負契約約款第18条～24条
対応例）発注者及び受注者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続きを行う。

５．正式な（指示・協議等）書面によらない事項（口頭のみの指示・協議等）の場合。

対応例）発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

５ 設計変更が可能なケース

（１） 基本事項及び留意事項

【基本事項】

次のような場合は、設計変更が可能である。

１．仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。（ただし、所定の手続きが必要。）
２．当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
３．所定の手続き（設計変更の手続）を行い、発注者からの「通知」又は「協議」によるもの。
（「通知」、「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
４．受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
５．受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

設計変更にあたっては以下の事項に留意し受注者へ通知する。

１．当初設計の考え方や設計条件を再確認し、工事打合簿（様式第６）により通知する。
２．当該工事での変更の必要性を明確にし、設計変更は工事請負契約約款第18条５項・第19条に基づき通知する。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注すべきか）を明確にする。）
３．設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
４．「建設工事に係る下請負等に関する事務の取扱い（訓令第８号）」の設計変更を行う場合は、設計変更事前協議書による協議とともに、工事打合簿にて以下の通り概算金額を通知する。
①概算金額は、受注者の見積書を参考とすることができる。
②概算金額通知には『概算金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない』と記載する。

（２） 工事設計変更事務取扱要領による設計変更理由

（設計変更理由）

第３条　設計変更のできる範囲は、次の事由により、やむを得ず元設計を変更する必要が生じた場合とする。

（１）　発注後に生じた外的条件によるもの。

ア　自然現象、その他不可抗力による場合

例：大雨により地盤の変状があったため、現地の状況に適合するよう変更する。

イ　他事業及び施行条件等に関連する場合

【他事業】とは：他機関、公益事業者等の実施中、又は計画中の事業とする。
例：区画整理地内の水道工事において、道路築造の進捗に合わせ施工延長を変更する。

ウ　地元調整等の処理による場合

地元調整等の処理については、円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。
【地元調整等】とは：地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。
例： 地元店舗の要望により店舗前の工事を夜間作業にする。

エ　安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

例：公安委員会協議における交通誘導警備員の配置計画に対する意見により配置人数を変更する。

（２）　発注時において、予測困難な要因によるもの。

ア　推定岩盤線の確認に基づく場合
　　例：河床を掘削したところ当初想定の岩盤線と相違していたため、護岸の施工範囲を変更する。
イ　地盤支持力の確認に基づく場合
　　例：試験杭の施工結果から設計地盤の強度不足が判明したため杭長を変更する。
ウ　土質・地盤の確認に基づく場合
　　例：現場の土質が設計条件と違うため薬液注入を追加する。
エ　地下埋設物の撤去等に基づく場合
　　例：埋設管が工事の支障となるため、切り回し工事を追加する。
オ　建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
カ　諸経費調整に基づく場合
キ　施工条件の明示項目の変更に基づく場合
　　例：想定以上の湧水があったため水替工の種別を変更する。
ク　測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
　　例：設計時点から現地の状況が改変されていたため擁壁高さを変更する。
ケ　設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

（３）　事業の進捗を図るもの。

　設計金額と契約金額との差額（いわゆる執行残）、又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的効果、あるいは投資的効果を促進するため、増額する場合のもの。
　なお、増工が認められるものは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異ならないものであること。

（４）　関係法令の改正及び許認可条件等の処理に伴うもの。

（３） 設計変更による契約変更の範囲・設計変更の手続き

（設計変更による契約変更の範囲）

第４条　設計変更による契約変更の範囲は、次の各号によるものとする。

（１）　設計変更による増加額が、当初契約金額の30パーセント以内の場合
ただし、別件発注するのが妥当の場合は除く

（２）　設計変更による増加額が、当初契約金額の 30 パーセントを超えるものであって、現に施工の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができる。
なお、「３０パーセント」という範囲は、契約変更が２回、３回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

（３）　設計変更により減額する場合

２　諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって、「当初契約金額」と読み替える。

（設計変更の手続き）

第５条　設計変更は、その必要が生じた都度監督員が当該変更の内容を掌握し規則、工事請負約款及び、「建設工事に係る下請等に関する事務の取扱いについて[昭和49年４月１日訓令第８号] 」第２により手続きを行うこととする。

２　設計変更は、請負契約金額変更の有無に関わらず、工事打合簿（豊橋市工事監督要領様式第６）により手続きの記録を整備すること。

３　現場合わせで工事前に施工数量が定まらないものは、確定後に設計数量を決定することが出来る。

（４） 変更契約の手続き・建築工事等の特例

（変更契約の手続き）

第６条　設計変更に伴う変更契約の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

（建築工事等の特例）

第７条　軽易な事項で、請負契約金額に変更のない場合は、受注者と協議の上、工事打合簿（豊橋市工事監督要領様式第６）により処理することができるものとする

（５） 建築工事における工事設計変更事務取扱要領の例示について

第１　第４条（１）ただし書きの「別件発注するのが妥当な場合」としては、契約目的物と関連のないものを指す。

第２　第４条（２）「現に施工の工事と分離して施工することが著しく困難な場合」としては、おおむね次に掲げる場合を指す。
（１）　地盤の改良
（２）　災害等による復旧工事
（３）　建物の構造及び規模の変更

第３　第７条「建築工事等」とは建築工事、管工事、機械工事及び電気工事とする。

２　第７条「軽易な事項」として認めることのできるものは、次の各号のいずれかに該当する軽微な内容変更のものを指す。
（１）　変更部分は工事目的を変えないもの。
（２）　工事の「納まり」上やむを得ないと認められるもの。
（３）　外構工事の取合わせ等によるもの。

３　「軽易な事項」として処理するには構造・外観・機能又は、その契約目的を元設計より品質・規格・性能を低下させないものとする。

４　軽微な内容変更の数量等で許容誤差の範囲と認め、契約内容として取扱うものは、次の各号による。
（１）　軽微な内容変更の出来形における面積・延長・体積等の数量については、設計数量と実測数量の差が、計測方法による積算上の許容誤差と認められる範囲のもの。
（２）　施工上の「納まり」で許容誤差の範囲と認められるもの。

（６）設計変更の事前承認について（昭和49年４月１日訓令第８号）

第２　設計変更の事前承認について

規則第 14 条第１項の定めに基づき設計変更を必要とする工事のうち、事前承認の方法により設計変更を行う必要があると認められる工事（以下「事前承認工事」という。）の設計変更手続きについては、次に定めるところによる。

１　事前承認工事の範囲は、当該工事の予算の範囲内における設計変更に係るもので、次の各号のいずれかに該当する工事とする。
（１）　軽微な設計変更に係るもの
（２）　急施を要するもの
（３）　事業の進捗を図るもの

６ 豊橋市工事請負契約約款第 18 条第１項の手続き

（１）設計書、図面、仕様書等が一致しない場合の手続き

【豊橋市工事請負契約約款第 18 条第１項第１号】〈設計変更が可能なケース〉

設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に優先順位の規定がなく、一致していない場合には、受注者の判断で施工するのではなく設計書、図面、仕様書などが誤っていると思われる点を監督職員に確認する。

受注者

「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第１項第１号」に基づき、条件明示が一致しない旨を直ちに監督職員に通知

発注者

「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第４項、第５項」に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更（当初積算の考えに基づく条件明示）

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負金額を定める

例）・平面図と詳細図で舗装構成等の記載が一致しない
　　・図面と仕様書で構造物の延長が一致しない等

（２）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

【豊橋市工事請負契約約款第 18 条第１項第２号】〈設計変更が可能なケース〉

受注者は設計図書が誤っていると思われる点があれば監督職員に確認すべきであり、発注者はその内容が誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合に受注者は勝手に補って施工するのではなく、監督職員に確認して、脱漏部分の訂正を要求すべきである。

受注者	発注者
「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第１項第２号」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知	「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第４項、第５項」に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更（当初積算の考えに基づく条件明示）

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負金額を定める

例）・条件明示する必要ある場合にも係わらず土質の条件、地下水位に関する条件、交通誘導警備員についての条件明示がない場合等

（３）設計図書の表示が明確でない場合の手続き

【豊橋市工事請負契約約款第 18 条第１項第３号】〈設計変更が可能なケース〉

設計図書の表示が明確でないということは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断つかない場合などのことである。この場合においても、受注者は勝手に判断して施工するのではなく、監督職員に確認して、施工すべきである。

受注者

「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第１項第３号」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知

発注者

「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第４項、第５項」に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更（当初積算の考えに基づく条件明示）

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負金額を定める

例）・水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合等

（４）設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

【豊橋市工事請負契約約款第 18 条第１項第４号】〈設計変更が可能なケース〉

設計図書に明示された掘削する地山の高さ、埋め立てする水面の深さなどの地表面の形状や地質、湧水の有無又は量などの自然的条件に左右される違いや地下埋設物・地下工作物の有無又は位置、工事用道路・通行道路の変更、工事に関係する法令など人為的な条件の違いにより施工条件が一致しない場合が考えられる。

受注者

「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第１項第４号」に基づき、設計図書の条件明示（当初の積算の考え）と現場条件とが一致しないことを直ちに発注者に通知

発注者

調査の結果、その事実が確認された場合、「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第４項、第５項」に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負金額を定める

例）・設計図書に明示された土質、地下水位が現地条件と一致しない場合
　　・設計図書に条件明示のない新たな制約が発生した等

（５）設計図書で明示されていない特別な施工条件が生じた場合の手続き

【豊橋市工事請負契約約款第 18 条第１項第５号】〈設計変更が可能なケース〉

当初は、予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められてなく、また、事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合についても、契約内容の前提を大きく変えるものであり当初の設計図書どおりに施工することは不適当である。
すでに存在しており予期することができたのに施工条件として明示されていなかったものは、脱漏がある場合として第１項第二号の適用を受ける。

受注者

「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第１項第５号」に基づき、発注時に確認困難な要因による事象が現場条件と一致しないことを直ちに監督職員に通知

発注者

調査の結果、その事実が確認された場合、「工事請負契約約款第18条（条件変更等）第４項、第５項」に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負金額を定める

例）・工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった場合
・工事区域内において埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合等

（６）工事中止の場合の手続き

【豊橋市工事請負契約約款第 20 条】〈設計変更が可能なケース〉

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき。

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事をすることができない

発注者　「工事請負契約約款第20条（工事の中止）第１項により受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の全部または一部の施工を一時中止させなければならない
（中止内容を通知し中止を指示する･･･契約上一時中止をかけることは発注者の義務

受注者　土木工事標準仕様書１-１-15 第３項に基づき、基本計画書を作成し発注者の承諾を得る（不承諾の場合は修正し、再度承諾を得る）

発注者　現場管理上最低限必要な施設・人数を吟味し、基本計画書を承諾

受注者　基本計画に基づいた施工の実施

発注者　承諾した基本計画に基づき施工の監督及び設計変更の実施

（７）受注者の請求による工期の延長の手続き

【豊橋市工事請負契約約款第 21 条】〈設計変更が可能なケース〉

受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者へその理由を明示した書面により工期の延長変更を請求することができる。

受注者

「工事請負契約約款第21条（受注者の請求による工期の延長）第１項」に基づき、その理由を明示した書面により発注者に通知

発注者

第２項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負金額についても必要と認められるときは変更を行う

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負金額を定める

例）・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
・その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合等

（８）発注者の請求による工期の短縮の手続き

【豊橋市工事請負契約約款第 22 条】〈設計変更が可能なケース〉

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

受注者	発注者
発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る	「工事請負契約約款第22条（発注者の請求による工期の短縮等）第１項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負金額を定める

例）・関連工事等の影響により、工期の短縮が必要な場合
・その他の事由（地元調整、関係機関調整等）により工期の短縮が必要な場合

（９）「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

〈設計変更が可能なケース〉の例示

① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
⑤ 構造物への外力条件が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う。）
⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
⑩ 「手引き」「各種示方書」等との対比設計。
⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

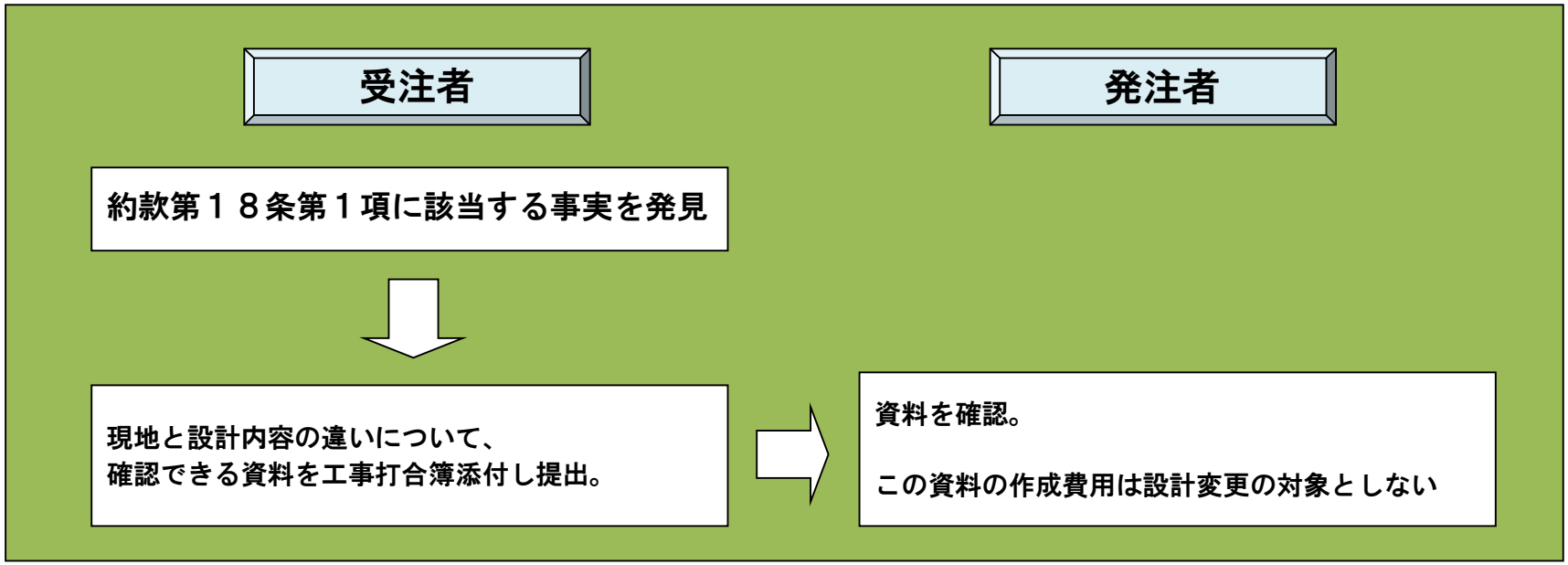
（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

7　設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

（１） 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して約款第１８条第１項に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



※受注者は、構造計算等の照査を行うものの、新たな比較設計や構造計算を行う必要はない。
新たな比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

（２）設計変更に必要な資料作成

約款第１８条第１項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、約款第１８条第４項に基づき発注者が行うものであるが、やむを得ず受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、発注者・受注者間で確認する。
② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により通知後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とし、受発注者間の協議による。（共通仮設費積上分―準備費に計上する）

ただし、出来形図等の作成に係る費用は、契約変更の対象としない。

受注者　　**発注者**

～　設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは　～

設計変更が必要な内容について、発注者・受注者間で確認
必要な資料の作成ついて発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成→提出。

資料を確認。
この資料の作成費用は、設計変更の対象。

やむを得ず受注者に依頼する場合とは、以下の条件を全て満たす場合に適用可能とする

１）発注者の発議により、付加的業務（受注者による変更設計図書の作成）を実施することについて、受注者と作成図書及び作成期間（納期）について事前に協議が整っていること

２）設計図書の訂正又は変更内容等が当初の構造形式から変更とならないこと

３）現場不一致の変更や、早急な変更が必要な場合など、受注者以外では円滑な施工管理が困難となる場合

● それ以外にも、一般住民の生活に甚大影響を及ぼす恐れがあるなど、緊急な対応が必要な場合などで、やむを得ず受注者に再設計を含めて修正設計等を含む図面作成等を依頼する場合

８ 関連事項

◆指定・任意の正しい運用

工事請負契約約款第１条第３項の定められているとおり、仮設・施工方法等の指定・任意については適切に扱う。

１．　任意の仮設・施工方法等については、その一切の手段の選択は受注者の責任で行う
２．　任意の仮設・施工方法等については、その内容に変更があっても原則として設計変更の対象とならない

※　ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更の対象となる

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注者は工事の発注にあたり指定と任意の部分を明確にする必要がある

⇒

任意については、受注者自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（設計変更の対象としない）

⇩ 対応方法に注意する。

発注者（監督職員）は任意の趣旨を踏まえて適切に対応する

不適切な事例　・〇〇工法で積算しているので「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので「他の機械での施工は不可」との対応

⇩

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

◆発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

約款第１条第３項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

> 約款第１条第３項
> 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指定施工	任意施工
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 （施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他 指定仮設とすべき事項	・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合	

９ 設計図書の照査

豊橋市工事請負契約約款及び愛知県土木工事標準仕様書による設計照査の実施

工事請負契約約款第 18 条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

（１） 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（２） 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

（３） 設計図書の表示が明確でないこと。

（４） 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

（５） 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

土木工事標準仕様書　第１編総則編第１章総則

１－１－３ 設計図書の照査等

２．設計図書の照査

受注者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第１８条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

疑義に対する協議等（公共建築工事標準仕様書）

公共建築工事標準仕様書　第１章一般共通事項第１節一般事項

１．１．８ 疑義に対する協議等

(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。

(2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

(3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項について、記録を整備する。

設計図書の照査の範囲

土木工事標準仕様書により受注者が作成する資料の範囲

① 現場地形図・・・・・・実測横断図
設計図との対比図・・・当初設計図への現地盤線等の作図
取合い図・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記
施工図・・・・・・・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料

② 更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする
注１）更なる追加資料とはP30最終行「更に詳細な説明または資料の追加」を指す
注２）現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。受注者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

照査要領（案）（愛知県設計図書の照査要領（案））

受注者が設計図書の照査を行う際のチェックリストとして、照査要領（案）を定めた。

照査項目は、大項目として、条件明示（Ⅰ工法関係、Ⅱ工程関係、Ⅲ用地関係、Ⅳ安全対策、Ⅴ建設副産物）、資料貸与及び設計図書の３項目に分類した。

チェック内容は、大項目毎（条件明示、資料貸与及び設計図書）に異なる。

条件明示に関する項目は、設計書及び特記仕様書に明示してあるが、よくわからないことも含め、条件変更確認請求通知書で確認する。

条件の確認は重要で、発注者と受注者で認識のずれがあると、工事目的物が間違って出来上がったり、設計変更が円滑に行われないなどの問題が生じる原因となる。

資料貸与に関する項目は、資料が貸与されている場合についても、その資料中に確認したい事項があれば、条件変更確認請求通知書で確認する。

設計図書に関する項目は、設計図書に誤謬、脱漏等の事実がある場合に条件変更確認請求通知書で確認する。

また、具体的なチェック方法は、照査要領(案)の記入要領を参考とする。

照査項目一覧表は、照査のためのツールであり、目的物ではない。照査結果の参考資料として条件変更確認請求通知書に添付し、提出する。

確認事項が無い場合は、打合簿に添付し、確認事項が無かったことを報告する。

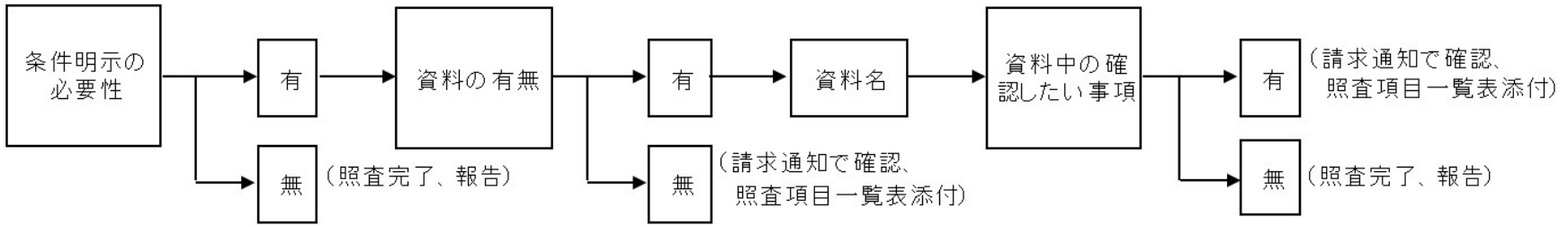
なお、道路維持補修工事等「工事打合せ簿」による工事については、この照査要領(案)による照査の対象としない。

照 査 項 目 一 覧 表

項目			内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項
条件明示	Ⅰ工法関係	工事施工関係	工法指定に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			仮設工事（指定・任意共）に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			仮設備に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			薬液注入に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			現場発生品に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			支給材及び貸与品に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			部分使用に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			あいくる材使用に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
		工事用道路	一般道の使用に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			仮設道に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
		品質管理関係	品質管理に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
		その他	その他工法に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
	Ⅱ工程関係	関連工事	関連する工事の内容及び制約条件に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			公共補償工事等における他管理者との協議結果に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			占用支障物件の協議結果に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
		関係機関協議	交差協議の調整結果（道路、河川、鉄道、公安委員会等）に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			地元及び地権者との調整結果に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			保安林、農地、埋蔵文化財等との調整結果に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
		その他	その他工程に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □

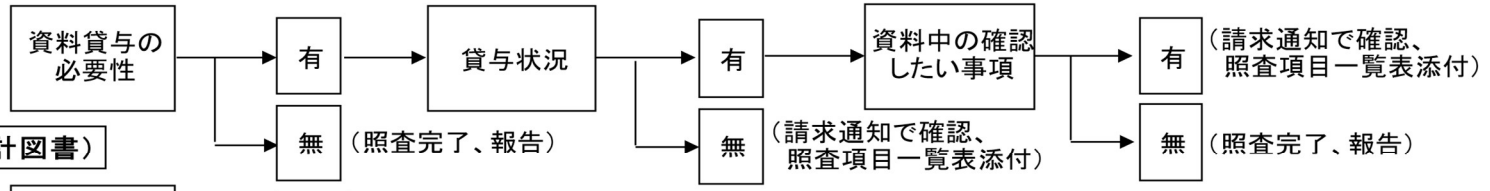
項　　目			内　　容	条件明示の必要性	資料の有無	資 料 名	資料中の確認したい事項
条件明示	Ⅲ 用地関係	用地関係	借地に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			工事用地の復旧に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			事業損失防止に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			立木伐採に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			その他工事用地に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
	Ⅳ 安全対策	安全対策関係	交通安全施設に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			近接施工に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			交通誘導警備員関すること（対象工種、期間、人数及び配置）	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			その他安全対策に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
	Ⅴ 建設副産物	建設発生土	建設発生土の利用に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			建設発生土の搬出に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			その他建設発生土に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
		建設廃棄物	建設廃棄物の処理に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □
			その他建設廃棄物に関すること	有 □ 無 □	有 □ 無 □		有 □ 無 □

フロー図(条件明示)

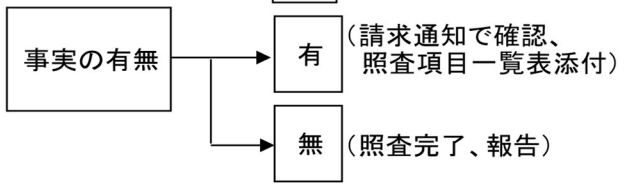


項　　目		内　　容	資料貸与の必要性	貸与の有無	――	資料中の確認したい事項
条件明示	資料の確認	地質調査報告書の貸与	有 □　無 □	有 □　無 □		有 □　無 □
		測量成果簿の貸与	有 □　無 □	有 □　無 □		有 □　無 □
		用地境界杭の確認	有 □　無 □	有 □　無 □		有 □　無 □
		測量基準点等の確認	有 □　無 □	有 □　無 □		有 □　無 □
		地下埋設物に関する資料の貸与	有 □　無 □	有 □　無 □		有 □　無 □
		設計委託成果品（設計条件等の確認）の貸与	有 □　無 □	有 □　無 □		有 □　無 □
		その他資料貸与に関すること	有 □　無 □	有 □　無 □		有 □　無 □
項　　目		内　　容	事実の有無	――	――	――
設計図書	設計図書の確認	金抜き設計書の設計数量と数量計算書との不整合	有 □　無 □	――	――	――
		設計図面と数量計算書に使用した寸法、記号及び規格の不整合	有 □　無 □	――	――	――
		必要項目の図面からの抜け落ち（水位、地質条件等）	有 □　無 □	――	――	――
		設計計算書の計算結果の間違った図面への反映	有 □　無 □	――	――	――
		設計図面相互の不整合（構造図と配筋図等）	有 □　無 □	――	――	――
		図面が不明瞭	有 □　無 □	――	――	――
		施工後にしか数量が、確定できない工種	有 □　無 □	――	――	――
		その他設計図書の確認に関すること	有 □　無 □	――	――	――

フロー図(資料貸与)



フロー図(設計図書)



Ⅱ　工事一時中止に係るガイドライン　目次

１　ガイドライン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・P37

２　工事の一時中止に係る基本フロー・・・・・・・・・・P38

３　発注者の中止指示義務・・・・・・・・・・・・・・・P39

４　工事を中止すべき場合・・・・・・・・・・・・・・・P40

５　中止の指示・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・P41

６　基本計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・P42

７　工期短縮計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・P43

８　請負金額又は工期の変更・・・・・・・・・・・・・・P44
・請負金額の変更
・工期の変更

９　増加費用の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・P45
（１）本工事施工中に中止した場合
（２）工期短縮を行った場合
（３）中止に伴う増加費用の算定
（４）契約後準備工着手前に中止した場合
（５）準備工期間に中止した場合

１０　増加費用の設計書及び事務処理上の扱い・・・・・・P52
・増加費用の設計書における扱い
・増加費用の事務処理上の扱い
・工事の一時中止に係る手続きの流れ

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P56
・工事の一時中止に係る手続き様式
・増加費用の費目と内容

注）表中において、
「約款」とは「豊橋市工事請負契約約款」を示す。
「標準仕様書」とは「土木工事標準仕様書」を示す。
「積算基準書」とは「愛知県積算基準書及び歩掛表」を示す。

1　ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

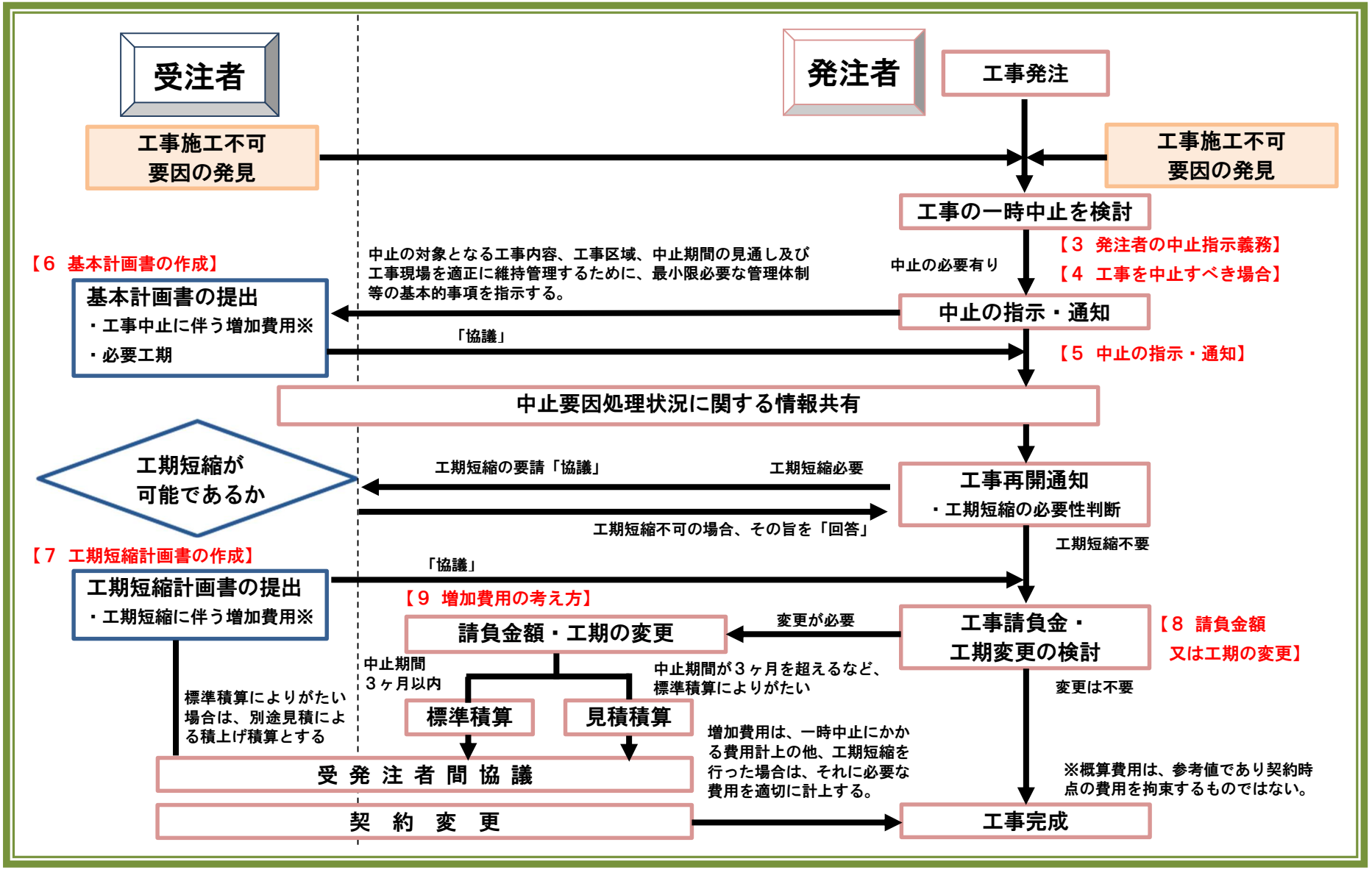
◆現状における課題

各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することのできない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。
しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドラインの策定

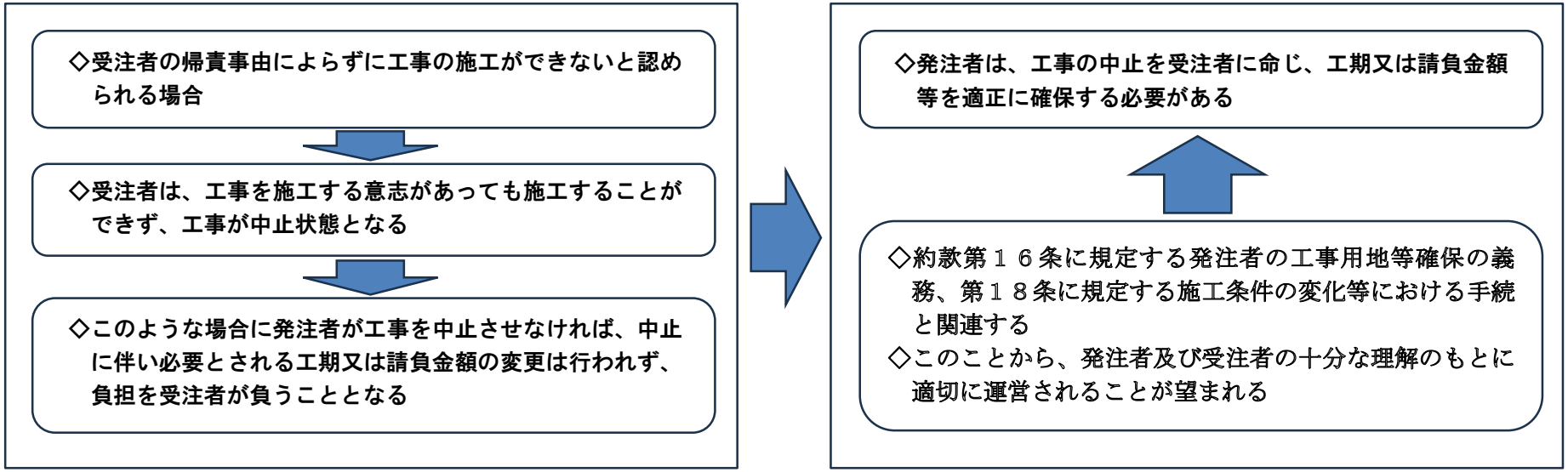
これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



３　発注者の中止指示義務

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。【関係法令：約款第２０条】
※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注１）工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。
・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。
【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】
※大幅な工期延期とは、約款第４７条（受注者の催告によらない解除権）１項２号を準拠して、「延期期間が当初工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超える場合」を目安とする。

４　工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、
「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の２つが規定されている。【関係法令：約款第２０条】

◆上記の２つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。
※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

○発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（約款第１６条）施工できない場合
○設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（約款第１８条）施工を続けることが不可能な場合…等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

○「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
○「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけではなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

５　中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係法令：約款第２０条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

◇受注者は、受注者の責に帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。
◇なお、中止期間中においては、工事施工出来ない要因の処理状況について適宜受発注者間で情報共有を行い、今後の見通しなどを共有すること。

6　基本計画書の作成

◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。
【標準仕様書第１編 1-1-15】
※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記 載 内 容

◇基本計画書作成の目的
◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
◇工事再開に向けた方策
◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠(P50,51)
◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管 理 責 任

◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
　一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7　工期短縮計画書の作成

◆発注者は一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記 載 内 容

◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること

◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること

◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工 期 の 変 更

◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める

◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う

８　請負金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負金額又は工期が変更されなければならない。
※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◆中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。

請 負 金 額 の 変 更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用
〇工事用地等を確保しなかった場合
〇暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担
〇発注者に過失がある場合に生じたもの
〇事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工 期 の 変 更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

９　増加費用の考え方

（１）本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員を保持するために必要とされる費用等
◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

工事現場の再開準備に要する費用

◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等

中止により工期延期となる場合の費用

◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

（２）工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の考え方

①工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・・・・・・・・・【増加費用を見込む】
　例：工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
②工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・・・・・・【増加費用は見込まない】
　例：工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・【増加費用を見込む】
　例：想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず、工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合
　　自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
　　※災害による損害については、約款第２９条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
◇その他、必要と思われる費用。

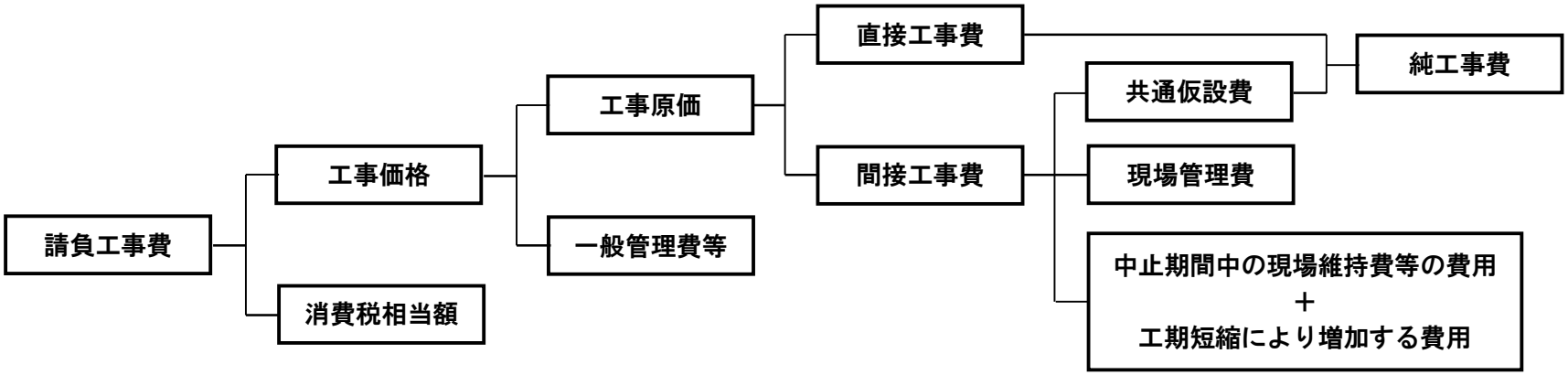
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

（３）中止に伴う増加費用の算定

◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

■増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

積 上 げ 項 目

◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

〇直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用

〇直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率 で 計 上 す る 項 目

◇運搬費の増加費用

〇現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

〇大型機械類等の現場内小運搬

◇安全費の増加費用

〇工事現場の維持に要する費用

※保安施設、保安要員の費用および火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用

◇役務費の増加費用

〇仮設費に係る土地の借り上げ当に要する費用、電力及び用水等の基本料金

◇営繕費の増加費用

〇現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

◇現場管理費の増加費用

〇現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が３ヶ月を超える場合は適用不可。

・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上げ積算とする。

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象[注)]に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。ただし、中止期間３ヶ月※以内は標準積算により算定し、中止期間が３ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが３ヶ月程度までであることから、「中止期間３ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間４か月の場合、４か月分の見積）を徴収する。

注）増加費用の算定（請負金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

■工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

$G = dg \times J + \alpha$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位：%、少数第４位四捨五入３位止め）

Ｊ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（dg）

$dg = A\{(J/(a \times J^{b} + N))^{B} - (J/(a \times J^{b}))^{B}\} + (N \times R \times 100)/J$

Ｎ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

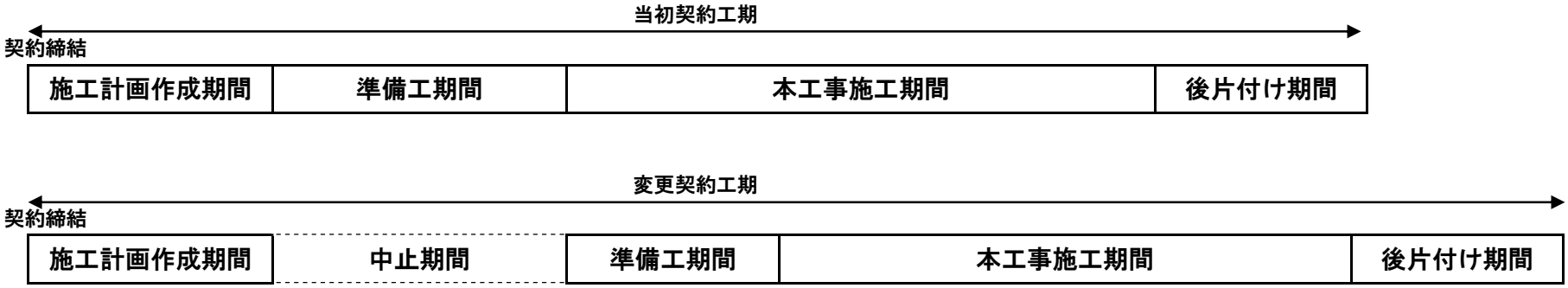
Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

Ａ・Ｂ・ａ・ｂ：各工種毎に決まる係数

（積算基準書　第 11 章　工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算（建地-Ⅰ）別表－１参照）

（４）契約後準備工着手前に中止した場合

◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



■基本計画書の作成

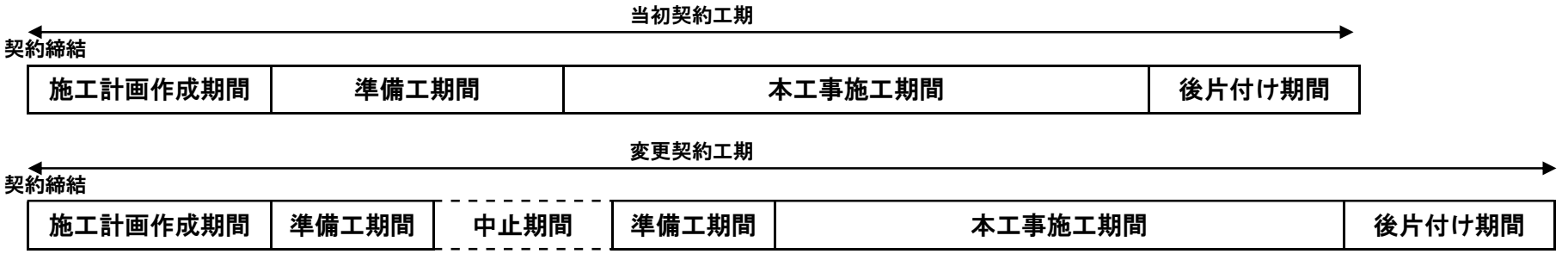
○約款第１６条（工事用地の確保等）２項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
○このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

■増加費用

○一時中止に伴う増加費用は計上しない。

（５）準備工期間に中止した場合

◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
◆発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



■基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

■増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

※積算は受注者から見積を求め行う。

10　増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。

◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

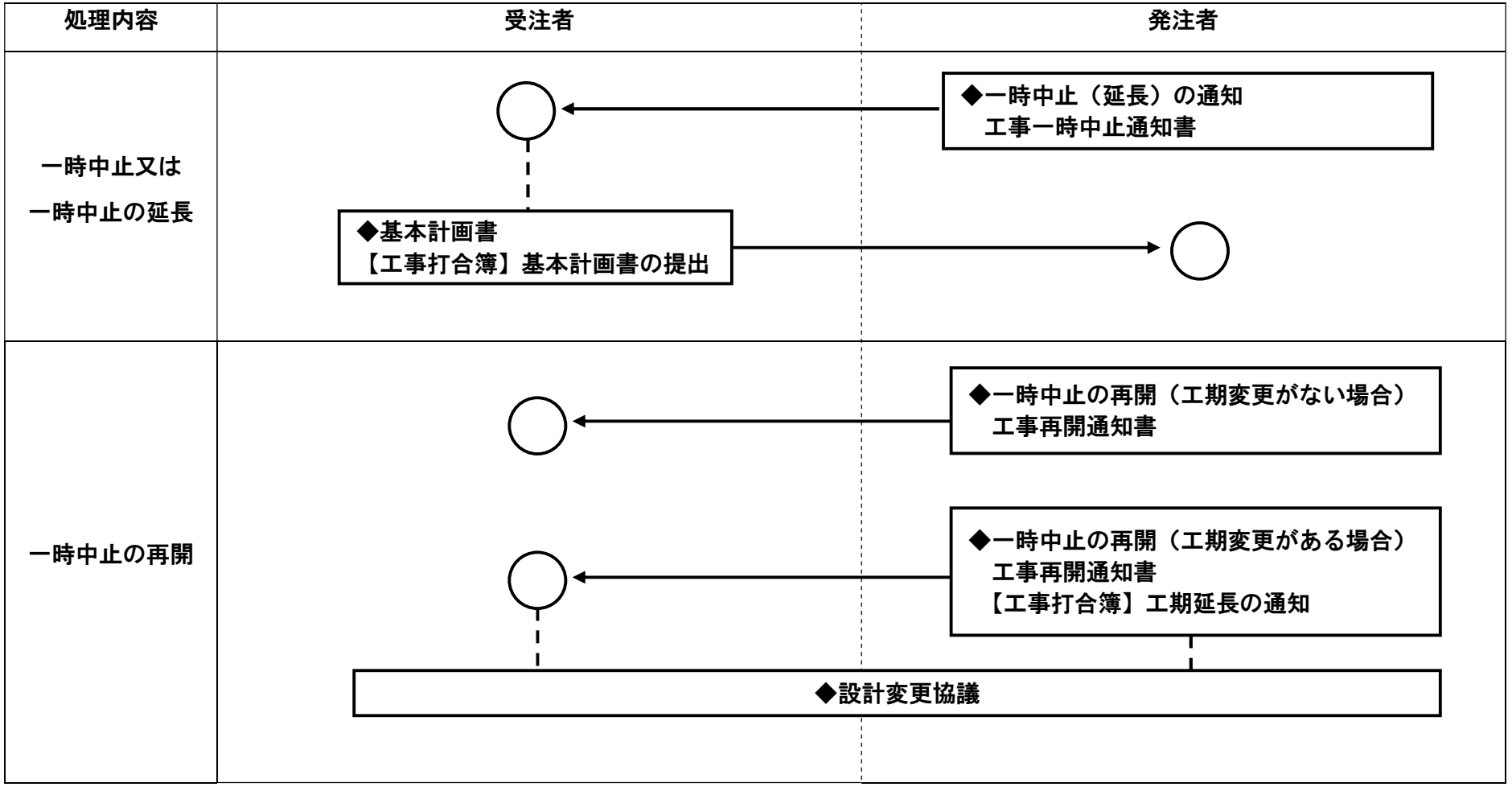
◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。

◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。

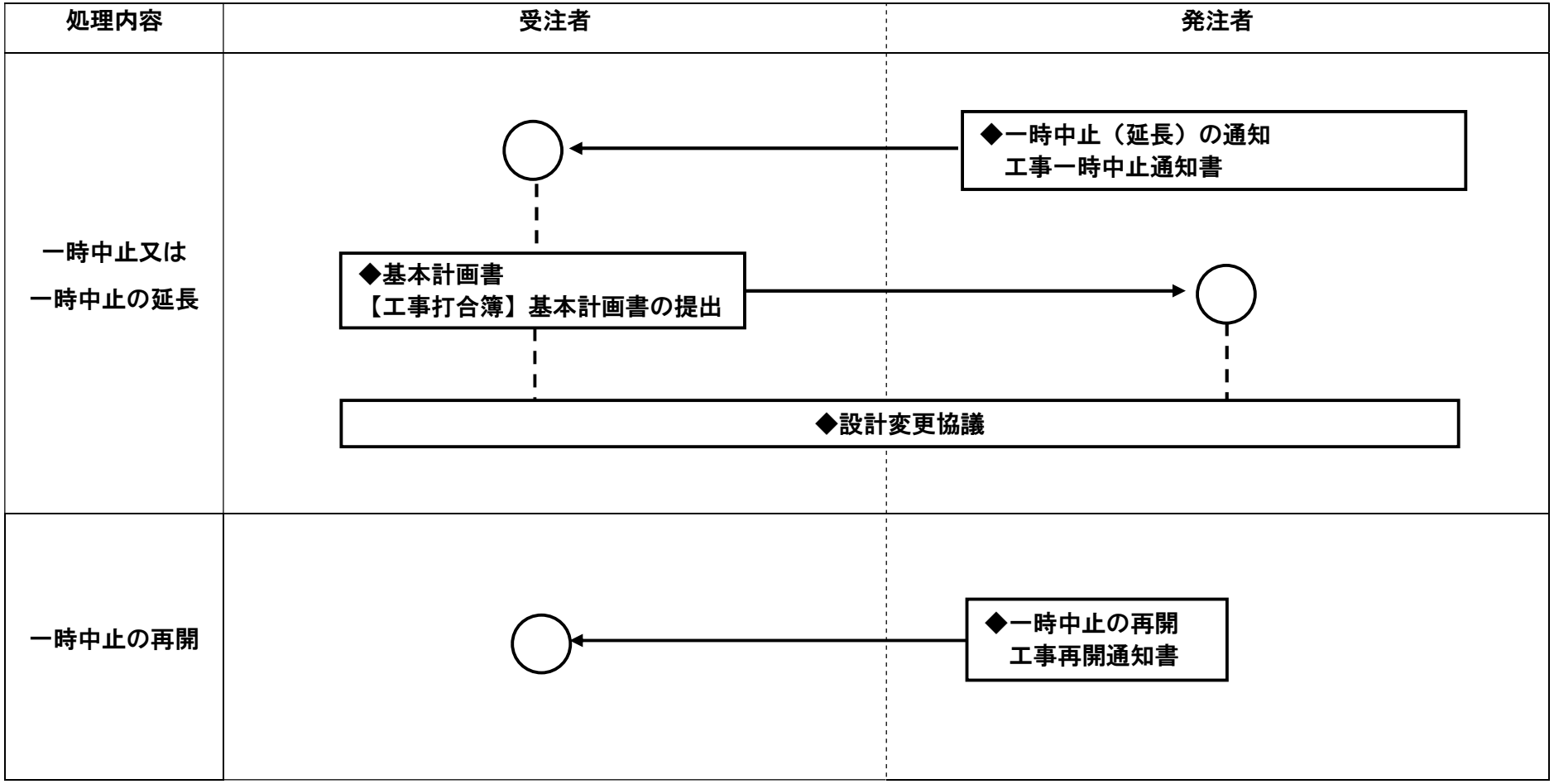
◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う

■工事の一時中止に係る手続きの流れ

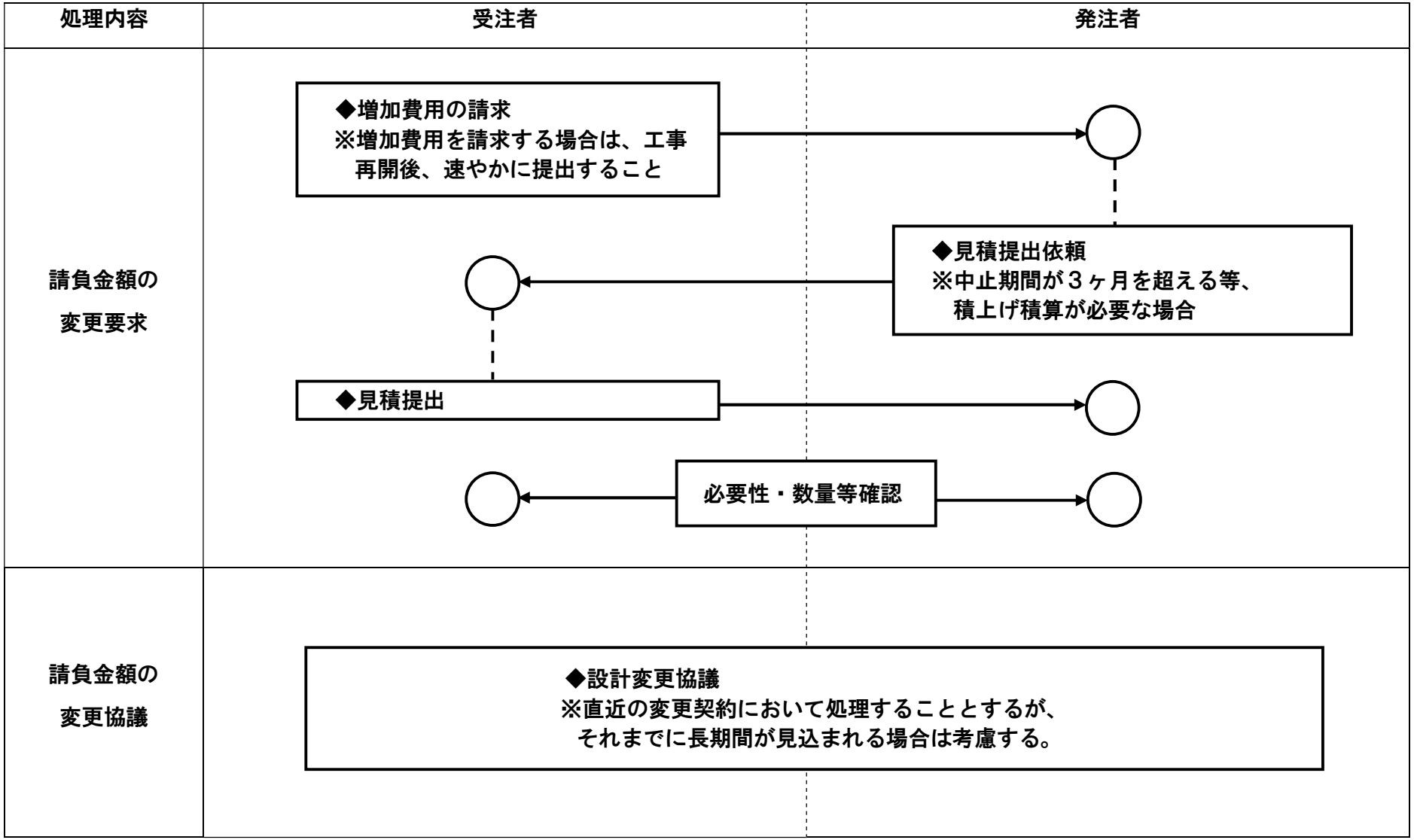
（１）一時中止期間が（一時中止の延長においても）工期末を超えない場合



（２）一時中止期間が（当初または延長において）工期末を超える場合



（３）増加費用請求の意思がある場合



■【参考資料】工事の一時中止に係る手続き様式

（参考様式）

第　　号
年　月　日

（受注者名）　様

豊橋市長

工事の一時中止について（通知）

年　月　日付けで締結しました下記工事について、　　日間（　　年　月　日から　　年　月　日まで）工事を一時中止してください。

記

工　事　名	
工事場所 一時中止箇所	（※一部一時中止の場合）
現在の出来形	パーセント
一時中止の理由	
一時中止期間中の管理体制	一時中止期間における工事現場を適正に管理するために必要な管理体制を記載した「基本計画書」を提出し、承諾を得ること。

（参考様式）

第　　号
年　月　日

（受注者名）　様

豊橋市長

工事の一時中止の延長について（通知）

年　月　日付けで締結しました下記工事について、　　日間（　　年　月　日から　　年　月　日まで）工事を一時中止を延長してください。

記

工　事　名	
工事場所	
一時中止箇所	（※一部一時中止の場合）
現在の出来形	パーセント
一時中止期間延長理由	
一時中止期間中の管理体制	一時中止期間における工事現場を適正に管理するために必要な管理体制を記載した「基本計画書」を提出し、承諾をえること

（参考様式）

第　　号
年　月　日

（受注者名）　様

豊橋市長

工事の再開について（通知）

下記工事について、再開してください。

記

工　事　名	
工事場所	
請負金額	金　　円
契約締結年月日	年　月　日
工　期	着　手　年　月　日 しゅん工　年　月　日
受　注　者	
専任監督員	
一時中止の期間	日間　年　月　日から 年　月　日まで
工事再開箇所	
工事再開 年　月　日	年　月　日

（参考様式）

第　　号
年　月　日

（受注者名）　様

豊橋市長

工事の再開について（通知）

下記工事について、再開してください。

記

工　事　名	
工事場所	
請負金額	金　　円
契約締結年月日	年　月　日
工　期	着　手　年　月　日 しゅん工　年　月　日
受　注　者	
監督職員	
一時中止の期間	日間　年　月　日から 年　月　日まで
工事再開箇所	
工事再開 年　月　日	年　月　日

（参考様式）

年　月　日

豊橋市長　　様

受注者　住　所
氏　名
〔法人の場合は名称及び代表者名〕

工事の一時中止に伴う増加費用の見積について

年　月　日付けで締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用を見積もったので関係資料を添えて提出します。

記

工事名	
工事場所	
一時中止の期間	日間　年　月　日から 年　月　日まで
増加費用	金　円
増加費用の内訳	別紙のとおり

※増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。

■【参考資料】増加費用の費目と内容

◆増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

（１）現場における増加費用（積上又は率により計上）

イ　材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要あると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に伴う損料額及び補修費用

ロ　労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ　水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ　機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

ａ　工事現場の維持のために存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。）

ｂ　発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ　仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料に要する費用

ヘ　運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し、又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト　準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超えるエ

事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ　事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ　安全費

①工事既存の安全施設に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要因費を含む。）

ヌ　役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル　技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ヲ　営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務費輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ　労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ　社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

②中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ　労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ　地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ　福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法廷福利費、福利厚生費、通信交通費として現場監理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

（2）本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

（3）消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

Ⅲ　工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて　目次

１　増加費用に関する基本事項・・・

1　増加費用に関する基本事項

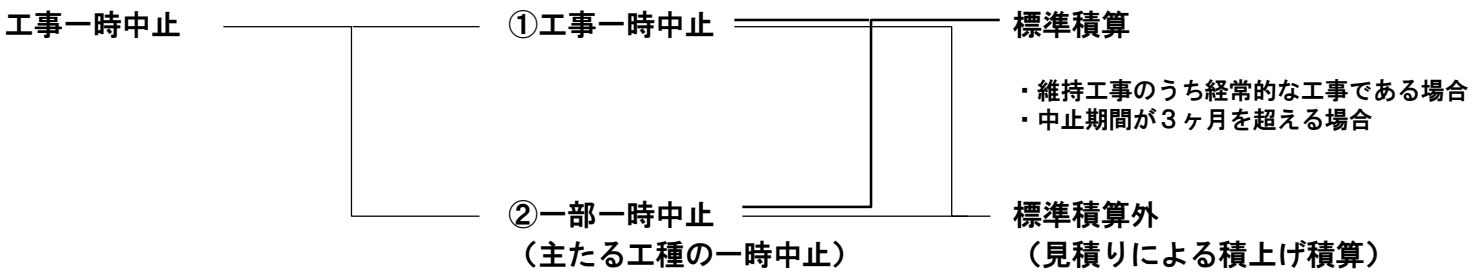
■増加費用に関する基本事項

対象工事	発注者が、約款第２０条３項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 〇予測し難い理由により中止した工事 〇施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 〇著しい増し分費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 （ガイドライン P45）	〇工事現場の維持に関する費用 〇中止により工期延期となる場合の費用 〇工事体制の縮小に要する費用 〇工期短縮を行った場合の費用 〇工事の再開準備に要する費用
積算費用の算定 （ガイドライン P47）	〇増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。 〇各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

２　工事一時中止の区分

■一時中止と一部一時中止の違い

◆約款第２０条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。
◆工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



※一部一時中止の場合の増し分費用について
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。
（主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない）

■一時中止と一部一時中止の違い

	一時中止 （工事全体の中止）	一部一時中止 （主たる工種の中止）
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 （中止の通知の際に図面に中止箇所を図示）
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は 専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 （契約書第 48 条）	中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき （工期の 10 分の 5 が 6 ヶ月を超えるときは 6 ヶ月）	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を 工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について 工期延期する
増し分費用の算定方法	中止期間が 3 ヶ月以内の場合は標準積算（率式）による Ｇ＝dg×Ｊ＋α dg：一時中止に係る現場経費率（単位：%、少数第４位四捨五入３位止め） Ｊ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円、1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位：円、1,000 円未満切り捨て） 一時中止に係る現場経費率（dg） dg＝A{(J/(a×J^b+N))^B-(J/(a×J^b))^B}+{(N×R×100)/J} Ｎ：一時中止日数 Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） Ａ・Ｂ・ａ・ｂ：各工種毎に決まる係数	
	Ｎは一時中止日数	Ｎは一部一時中止に伴う工期延期日数

3　全体中止と部分中止の積算内容の違い

■算定方法の違い

	中止期間が３ヶ月以内の場合　→標準積算	中止期間が３ヶ月を超える場合　→すべて積上げ積算
一時中止（工事全体が中止）	○率計上項目は、**標準積算（率計上）**とする。 （社員等給与、現場事務所費用等） **※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間の N」を用いる。** ○率計上項目以外は、**積上げ積算**する。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） **※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする**	○すべての増加費用を積上げ積算する。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） **※積上げ積算の対象期間は「中止期間」**とする。
一部一時中止（主たる工種が中止）	①率計上項目は、**標準積算（率計上）**とする。 （社員等給与、現場事務所費用等） **※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間の N′」を用いる。** ②率計上項目以外は、**積上げ積算**する。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） **※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。**	③すべての増加費用を積上げ積算する。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。





※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。

4　請求の流れ及び適用範囲

■工事一時中止の増し分費用について

工事中止の通知・指示（発注者→受注者）

発注者は、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見直し等の中止内容を通知する。また、
工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示する。
★「中止の時期」の確認
★中止期間の見通しの確認　→特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

基本計画書の提出・承諾（受注者→発注者）

★実施内容を明記（→積算に反映される）
★管理責任の所在を明記

基本計画書に基づく工事現場の維持・監理（受注者が実施）

★実施内容の証明（増加費用の明細書、作業報告等）

工事再開の通知（発注者→受注者）

★中止期間の確定（部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数）
★増し分費用の協議

工事請負代金・工期変更の請求（受注者→発注者）

★増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用

■工事一時中止の増し分費用について

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">中止の時期</td></tr>
<tr><td>契約後準備工着手前</td><td>準備工期間</td><td>本工事施工中</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間</td><td>現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">中止期間</td><td>～3ヶ月以内</td><td rowspan="2">増加費用は計上しない
※全部中止の場合は、技術者の専任解除

※中止期間が工期の 1/2（6 ヶ月）を超えた場合等は契約の解除権が発生</td><td rowspan="2">積上げ積算
※次頁表（中止期間中の現場維持等に要する費用）の明細書に基づき受発注者協議

【積算例】
〇安全費
・ 工事看板損料
〇営繕費
・ 現場事務所の維持費
・ 土地の借地料
〇現場管理費
・ 現場従業員手当
等が想定される。</td><td>標準積算（増加費用Ｇ＝dg×Ｊ＋α）または積上げ積算
率(dg)×対象額(Ｊ)で計上
dg：一時中止に係る現場経費率
Ｊ：中止時点の純工事費
注 1)全部中止の場合に適用（主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む）
注 2)経常的な維持工事等は全て積上げ

α：積上げ積算
※次頁表項目（率分除く）について費用の明細書に基づき受発注者協議</td></tr>
<tr><td>3ヶ月を超える</td><td>積上げ積算
※次頁表項目（率分除く）について費用の明細書に基づき受発注者協議</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。</td></tr>
</table>

■増加費用の範囲

（１）現場維持に要する費用

イ．工事現場の維持に要する費用

ロ．工事体制の縮小に要する費用

ハ．工事の再開・準備に要する費用

ニ．中止により工期延期となる場合の費用

ホ．工期短縮を行った場合の費用

（２）本支店における増し分費用・・・・・・・・・・・一般管理費として率計上される

■中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において３ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目

イ　材料費	①材料の保管費用
	②他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③直接工事費に計上された材料の損料等
ロ　労務費	①工事現場の維持等に必要な労務費※中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。
	②他職種に転用した場合の労務費差額
ハ　水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ　機械経費	①工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ　運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	②大型機械類等の現場内運搬
ヘ　準備費	通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する。
ト　仮設費	①仮設諸機材の損料
	②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
チ　事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ　安全費	①既存の安全設備に係る費用
	②新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ　役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	②電力・水道等の基本料
ル　技術管理費	原則として増し分費用は計上しない。
ヲ　営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額等
ワ　労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ　社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定められた費用
ヨ　労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
	②解雇・休業手当を払う場合の費用
タ　地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ　福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

5　工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

■中止期間中の現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

G＝dg×Ｊ＋α
　dg：一時中止に係る現場経費率（単位：%、小数第４位四捨五入３位止め）
　Ｊ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円、1,000 円未満切り捨て）
　α：積上げ費用（単位：円、1,000 円未満切り捨て）
dg＝A{(J/(a×J^b+N))^B-(J/(a×J^b))^B}＋{(N×R×100)/J}
　Ｎ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数
　Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）
Ａ・Ｂ・ａ・ｂ：各工種毎に決まる係数（積算基準書　第 11 章工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算（建地-Ⅰ）別表－１参照）

【試算例】河川・道路構造物、地方部（一般交通等の影響なし）

A=	410.4	
B=	-0.2019	
a=	1.0955	
b=	0.3057	
J=	1,000,000,000	一時中止時点の契約上の純工事費
N=	90	一時中止日数
R=	31,300	公共工事設計労務単価（土木一般世話役）
α=	0	積上げ費用

dg=A{(J/(a×J^b+N))^B-(J/(a×J^B))^B}＋{(N×R×100)/J}

dg=	0.9187	小数第 4 位四捨五入
	0.919	3 位止め

G=dg×J＋α

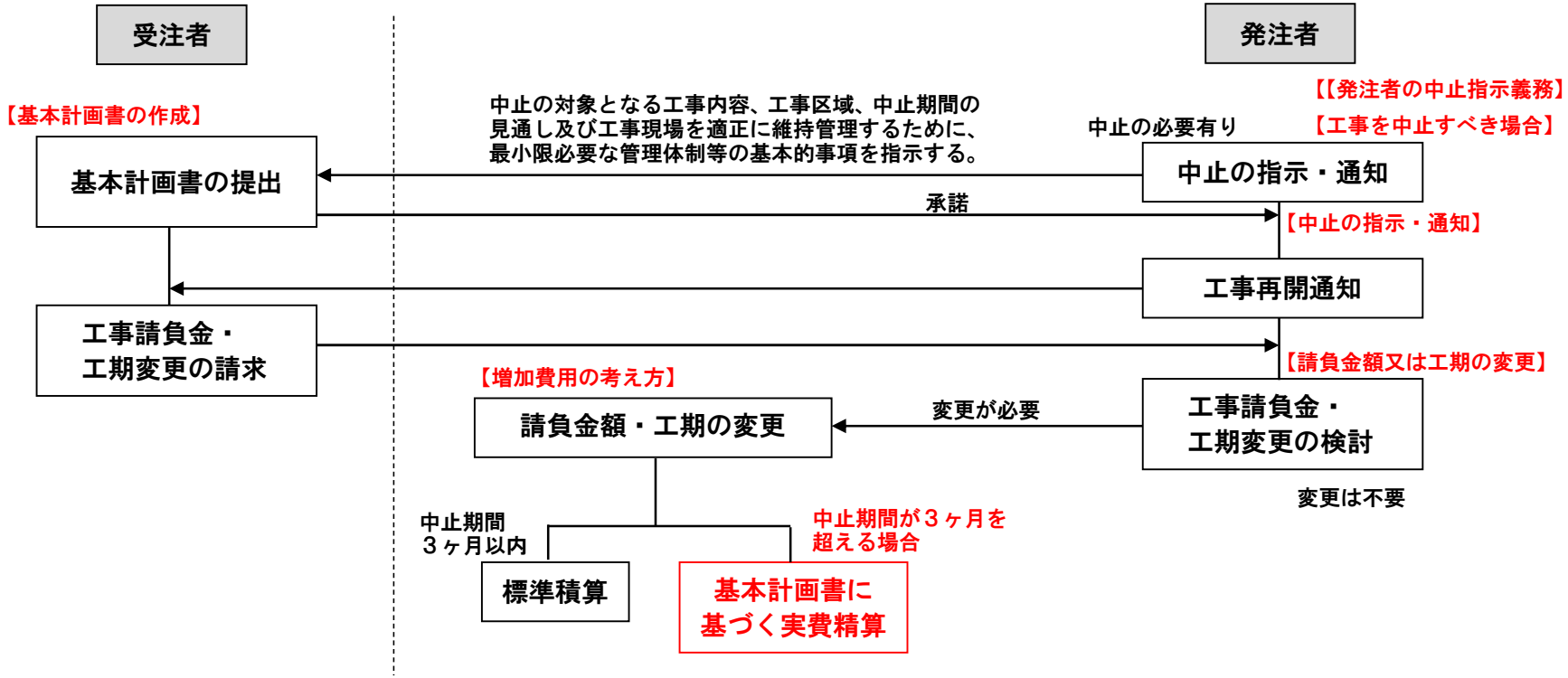
G=	9,190,000	1,000 未満切り捨て

【試算例】中止 90 日、積上げ分 0 円の場合
（中止期間中の現場維持等の費用）

純工事費（円）	dg（%）	G（円）
30,000,000	12.166	3,649,000
100,000,000	4.508	4,508,000
500,000,000	1.421	7,105,000
1,000,000,000	0.919	9,190,000

６　工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例（３ヶ月を超える場合）

工　　事　　名：〇〇〇電線共同溝工事
当　初　工　期：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）
当初契約金額：〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する
一時中止期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）



7　基本計画書の作成例



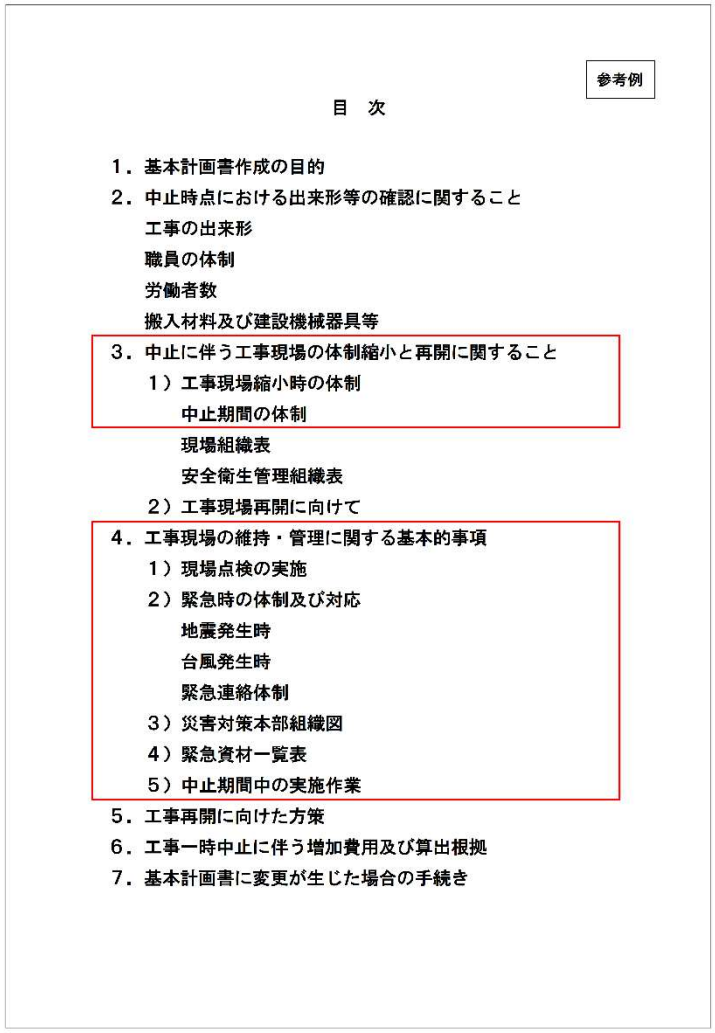
参考例

○○○電線共同溝工事

基　本　計　画　書

令和○○年○○月○○日

○○○株式会社　○○支店



参考例

目　次

1．基本計画書作成の目的
2．中止時点における出来形等の確認に関すること
　工事の出来形
　職員の体制
　労働者数
　搬入材料及び建設機械器具等
3．中止に伴う工事現場の体制縮小と再開に関すること
　1）工事現場縮小時の体制
　　中止期間の体制
　　現場組織表
　　安全衛生管理組織表
　2）工事現場再開に向けて
4．工事現場の維持・管理に関する基本的事項
　1）現場点検の実施
　2）緊急時の体制及び対応
　　地震発生時
　　台風発生時
　　緊急連絡体制
　3）災害対策本部組織図
　4）緊急資材一覧表
　5）中止期間中の実施作業
5．工事再開に向けた方策
6．工事一時中止に伴う増加費用及び算出根拠
7．基本計画書に変更が生じた場合の手続き

3．中止に伴う工事現場の縮小と再開に関すること

参考例

1）　工事現場縮小時の体制

中止期間中の体制は以下の通りです。

現場代理人・・・・・常　駐

監理技術者・・・・・非専任

施工担当者・・・・・現場代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、○○課と協議の上、社員を増員します。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととします。

中止期間中の現場体制を明記

4．工事現場の維持・管理に関する基本的事項

参考例

1）現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、１日１回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、○○課に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2）緊急時の体制及び対応

地震発生時

震度４以上の地震発生時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応、災害防止のための処置をとるものとする。

台風等発生時

台風や積雪等の警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応、災害防止のための処置をとるものとする。

緊急連絡体制

別紙のとおりとする。

3）災害対策本部組織図

別紙のとおりとする。

4）緊急資材一覧表

別紙のとおりとする。

5）中止期間中の実施作業

・施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

8　工事請負金変更請求の作成例（1）

■増加費用の請求書例

（参考様式）

年　月　日

豊橋市長　　様

受注者　住　所
氏　名
〔法人の場合は名称及び代表者名〕

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について

年　月　日付けで締結しました下記工事について、一時中止に伴い増加費用を必要としたので、豊橋市工事請負契約第２０条第３項に基づき負担されるよう請求します。

記

工　事　名 工 事 場 所	
一時中止の期間	日間　年　月　日から 年　月　日まで

※増加費用を請求する場合は、工事再開後、速やかに提出すること。

（参考様式）

年　月　日

豊橋市長　　様

受注者　住　所
氏　名
〔法人の場合は名称及び代表者名〕

工事の一時中止に伴う増加費用の見積について

年　月　日付けで締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用を見積もったので関係資料を添えて提出します。

記

工　事　名 工 事 場 所	
一時中止の期間	日間　年　月　日から 年　月　日まで
増加費用	金　円
増加費用の内訳	別紙のとおり

※増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。

９　工事請負金変更請求の作成例（２）

■増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名　　○○○電線共同溝工事
工事場所　　豊橋市○○町地内
工期　　○○年○○月○○日から
　　○○年○○月○○日まで
一時中止期間　○○年○○月○○日から
　　○○年○○月○○日まで（○○○日間）
当初契約金額　￥○○○,○○○,○○○　税抜契約金額￥○○○,○○○,○○○
増加金額　￥　３,８０２,４６４　税抜増加金額￥　３,４５６,７８５
○○○○株式会社　○○支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	○○○電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
（１）現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		式	4	506,809	2,179,279	
監理技術者		式	1	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

※見積もりの対する妥当性の確認できる証明書類の提出が必要

【証明書類の例】
（１）　現場代理人等の給料について
①　当該現場での作業内容
②　給与等の内訳書
③　給与明細等の資料
（２）　福利厚生費、通信交通費、営繕費について
①　当該現場での作業内容
②　事務用品の証明書類の提出
③　経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積み上げる

（例では、全て確認できた場合、1,０００円未満を切り捨てた3,４５６,０００円を増加費用として計上）

１０　工事請負金変更請求の作成例（３）

■増加費用の見積もり書根拠資料例

（１）現場代理人等の給料について【資料１】

①当該現場での作業内容

現場代理人	監理技術者

中止期間中報告書　　○月　　総括表

月	日	曜日	作業の内容
○年	1	金	工事の一次中止指示
○月	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査（現地測量）
	5	火	現地調査（現地測量）
	6	水	現地調査（現地測量）
	7	木	現地調査（現地測量）
	8	金	現地調査（現地測量）
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査（現地測量）
	12	火	現地調査（現地測量）
	13	水	現地調査（支障物等の確認）
	14	木	現地調査（支障物等の確認）
	15	金	現地調査（支障物等の確認）
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査（支障物等の確認）
	19	火	現地調査（支障物等の確認）
	20	水	現地調査（支障物等の確認）
	21	木	現地調査（試掘の立会）
	22	金	現地調査（試掘の立会）
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位置の確認（現地照査）
	26	火	特殊部位置の確認（現地照査）
	27	水	道路調整会議（占用企業者）
	28	木	現地調査（試掘の立会）
	29	金	特殊部位置の確認（現地照査）
	30	土	
	31	日	

○○○㈱　○○支店

②給与等の内訳書

【現場代理人　○○　○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月（9日分）	109,103	753	38,717	148,573
合　計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

【監理技術者　○○　○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月（9日分）	158,139	0	52,530	210,669
合　計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料（各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等）



１１　工事請負金変更請求の作成例（４）

■増加費用に関する基本事項

（２）福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料２】

①経費別支払調書（令和〇〇年〇月分）

税抜き金額

	項目	細別	支払先	金額	備考
	事務用品費				
		コピー代	〇〇〇〇㈱	37,000	
	通信交通費				
		連絡車	㈱〇〇〇〇	26,300	
	現場事務所				
		レンタルハウス	〇〇〇〇㈱	38,000	
	合　計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出（請求書の例）



③経費支払い　集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

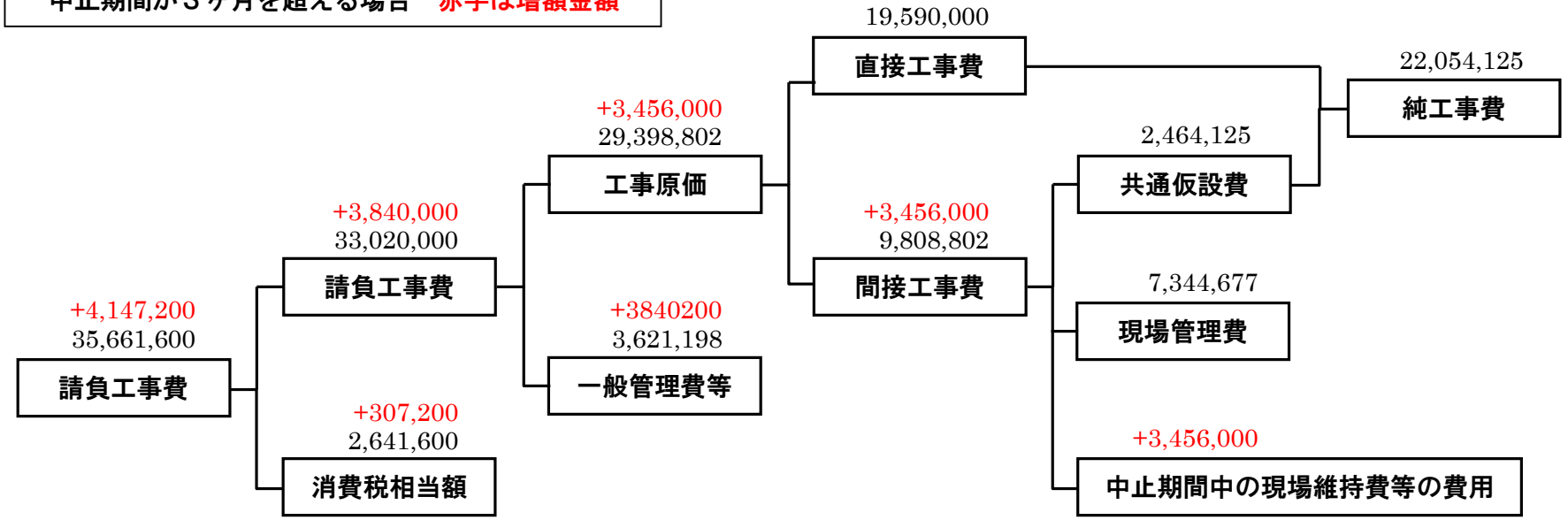
１２　工事請負金の構成（１）

■増加費用等の構成

◆中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
◆積上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。
◆増加費用等についても変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が３ヶ月を超える場合　赤字は増額金額



１３　工事請負金の構成（２）

○○○電線共同溝工事

工事費内訳書					
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
共同溝				19,590,000	
開削土工				19,590,000	
掘削工				19,590,000	
開削掘削	ｍ３	10,000	1,959	19,590,000	
直接工事費	式	1		19,590,000	
共通仮設費	式	1		2,464,125	
純工事費	式	1		22,054,125	
現場管理費	式	1		7,344,677	
工事の工期延長等に伴う増加費用等	式	1 --		3,456,000 -----	
工事延長等に伴う現場維持等の費用	式	1 --		3,456,000 -----	
工事原価	式	1		32,854,802 29,398,802	
一般管理費等	式	1		4,005,198 3,621,198	
工事価格	式	1		36,860,000 33,020,000	
消費税相当額	式	1		3,686,000 3,302,000	
本工事費	式	1		40,546,000 36,322,000	

※１　「中止期間中の現場維持費」には、請負比率及び合意比率を考慮しない。